四日市市庁舎等設備更新型ESCO事業

提案募集要項

令和6年7月

四日市市

目次

[１．募集の趣旨 1](#_Toc466158000)

[２ 事業概要 2](#_Toc466158001)

[３ 応募条件とスケジュール 3](#_Toc466158002)

[４ 公募スケジュールと手続き 6](#_Toc466158003)

[５ 審査・選定方法及び審査結果の通知 9](#_Toc466158004)

[６ 提示条件 12](#_Toc466158005)

[７ 事業実施に関する事項 16](#_Toc466158006)

[８ 契約に関する事項 17](#_Toc466158007)

[９ 応募書類全般の注意事項 1](#_Toc466158008)8

[10 参加表明時提出書類･作成要領 18](#_Toc466158009)

[11 提案提出書類・作成要領](#_Toc466158010) 20

[12 「事業者が詳細設計および工事施工に関して提出する書類」 23](#_Toc466158011)

**(配布資料)**

別紙1．「提出書類様式」

別紙2．「予想されるリスクと責任分担」

別紙3．「ESCOサービス契約書（案）」

別紙4．「提案審査要領」

別紙5．｢配布資料｣

# １　募集の趣旨

四日市市(以下「本市」という。)は、地球温暖化の防止に向けて、四日市市地球温暖化対策実行計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを計画的に実施しています。

今回の公募方式での設備更新型ESCO事業募集の目的は、本市が更新を指定する空調設備等(以下「改修指定設備」という。)の更新に加え、これ以外の省エネ対策を事業者の創意工夫により実施することで温室効果ガス排出量の削減と、建物環境及び市民サービスの向上を両立させる優れた対策を実現することにあります。

この募集では改修指定設備の更新工事を含め、民間事業者から、優れた知見を活かした設計・施工、事業計画、運転管理及び維持管理に関する一括提案（以下「ＥＳＣＯ提案」という。）を受けるために公募を行い、本市にとって最も優れている提案を選定します。

最も優れた提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市との間でESCOサービス契約（以下、「契約」という。）の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合には本市と契約を締結し、本事業を実施するものとします。

なお、本提案募集要項の内容は、締結する契約の一部となるものとします。

注１　設備更新型ESCO事業（自己資金活用型ESCO事業）

本事業では老朽化した改修指定設備の更新が主体となり、省エネルギー効果が限定されるため、金利費用等削減の見地から設備更新型ESC０事業方式を導入します。

ESCO事業者は創意工夫に基づき、「6 提示条件」に示す範囲であれば、改修指定設備の更新に加えて、改修指定設備以外の効果的な省エネルギー改修の提案を行うことができます。

ESCO事業者は効果的な省エネルギー対策を提案し、改修指定設備および省エネルギーを実現するために設置した省エネルギー設備機器（以下、「ESCO設備」という。）の所有権を本市に移転した上で、ESCO設備の運転管理方法、維持管理方法、計測・検証方法及び省エネルギー保証方法等を契約に定めて実施するものとします。

改修指定設備の更新を含む省エネルギー対策において、ESCO事業者の知見、技術的能力を活用した環境負荷低減、並びに光熱水費の削減を実現する事業です。

　なお、ESCO事業者が提案導入したESCO設備の維持費用等の取り扱いについては、本市と協議のうえ決定します。

# ２ 事業概要

２-１ 事業名称

四日市市庁舎等設備更新型ESCO事業

２-２ 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金活用型）

２-３ 対象施設の名称および所在地

対象施設　　四日市市庁舎、四日市市庁舎北館および四日市市総合会館

所在地　　　 四日市市諏訪町1番5号、四日市市諏訪町2番2号

２-４ 対象設備

　　　　ESCO設備：改修指定設備および省エネルギーを実現するために設置した省エネルギー設備機器

２-５　事業内容

事業者は本市と結ぶ契約に基づき、次の各号に定める業務を提供するものとします。

1. 設計・施工および施工監理

事業者は、自らが作成した提案および優先交渉権者決定後に本市と協議した内容に従い、包括的エネルギー管理計画書の実現が可能な設備更新について設計および施工を行うものとします。

業務遂行にあたっては、本市の業務に極力支障を与えない手法を提案し、本市担当者と協議を十分に行うこととします。

1. 維持管理･運転管理

事業者は、契約期間内、自らの責任でESCO設備およびそれに付随する既存設備の維持管理方針及び運転管理指針を作成するものとします。本市は、ESCO設備および既存整備を善良なる管理者の注意をもって、その運転管理指針に則り各々の運転管理を行うものとします。

なお、事業者はESCO設備の維持管理及び運転管理において、本市公共業務に支障を生じさせないよう配慮するとともに、ESCO設備故障時等に、事業者が直接対応できない場合は、これに代わる対策を実施するものとします。

1. 計測･検証

事業者は、適切な計測･検証手法を導入し、省エネルギー効果及び本市の利益を保証するものとします。

1. 契約終了後のESCO設備の取扱い

事業者は、契約期間終了後の維持管理等について助言することとし、詳細取扱いについては本市と協議するものとします。

２-６　ESCOサービス業務の範囲

事業者の行うESCOサービス業務の範囲は、次のとおりとします。

（１）改修工事等サービス

①ESCO設備設置等に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務

②国庫補助金事業への申請支援業務

③工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務

（２）省エネルギーサービス

①契約期間内におけるESCO設備の保守点検業務（業務の具体的内容は本市と協議）

②契約期間内におけるESCO設備及び関連既存設備の運転管理指針に基づく助言業務

③契約期間内における省エネルギー量の計測･検証業務

④契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

２-７ 事業スケジュール

下記のスケジュール（予定）で事業を行います。

1. 提案書提出期間　 　 ：令和6年9月12日～9月26日
2. 優先交渉権者の決定 　　　　 ：令和6年11月中旬
3. 補助金申請 　　　　 ：令和7年4月～6月(予定)
4. 契約の締結　　 　 ：補助金採択の結果を受け、すみやかに行う

(令和7年9月頃を予定)。

1. 設計、工事、試運転調整期間 　 ：契約締結日～令和9年3月31日（予定日）
2. 省エネルギーサービス業務期間　：令和9年4月1日（予定日）

～令和12年3月31日（予定日）

注　１：すべての工事が予定日より早く完成した場合には、省エネルギーサービス業務の開始を早めることができるものとします。その場合、省エネルギーサービス業務の期間は、開始後より3年間とします。

注2：補助金についてはその活用を求めますが、事業計画は補助金なしを前提に作成するものとし、補助金採択を事業実施の条件とはしません。但し事業者は補助金申請等について本市を最大限支援するものとします。

# ３　応募条件とスケジュール

３-１ 応募条件

1. 応募者は、本事業遂行能力を有する単独企業あるいはグループ（複数企業の共同体）とします。
2. グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定することとします。
3. グループで応募する場合は、提案書提出時までに、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
4. 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続および契約等にかかる諸手続を行うこととします。
5. 提案提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得ることとします。

３-２ 応募者の役割

1. 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。

a. 事業役割：本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

b. 設計役割：設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施する。

c. 建設役割：建設に関する業務を全て実施する。

d. その他の役割：上記ａ～ｃ以外の、運転、維持管理などに関する業務がある場合、各々実施する。

1. 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合は、本市との契約時に適正な委託契約もしくは請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の承諾を得るものとします。
2. 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、合意書（任意様式）を別途本市に提出することとします。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、本市に提出する提案書に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業のうち1社を代表者として、本市との対応窓口とすることとします。
3. 物品調達、工事、維持管理の下請け業者又は協力事業者選定に当たっては、本市内事業者の選定に配慮するものとします。

３-３ 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

1. 応募者は、「10-１項　参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本提案募集要項の内容を充分に遂行できると認められる者であること。
2. 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
3. 応募者は、改修工事後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。
4. 応募者は、経営等の状況が良好であること。
5. 応募者は、会社の登記簿謄本および地方税の納税証明書を提出できる者であること。ただし本市の入札参加資格登録業者の場合は不要とする。
6. 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、または衛生工学）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、またはこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、設計の内容が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕、もしくは模様替えを含むものとなる場合は、応募者の構成員は建築士事務所登録のある者を含むものとし、一級建築士が本事業の設計担当者となること。
7. 建設役割を担う応募者は、提案内容に該当する業種について、建設業法（昭和２４年法律 第１００号）第３条第１項の規定により、建設業の大臣許可を受け、かつ、有効期限内の経営事項審査を受審した者であること。また、建設業法第 26 条に基づき、主任技術者等を選任すること。

ただし、次表の条件を必ず満たす者とし、応募者が複数の企業で構成される場合は、最低 １社が本条件を満たすこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　　　　　　　種 | 管 | 経営事項審査の審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までにおける事項 |
| 総　　　合　　　点 | 700点以上 |
| 完　成　工　事　高 | 221,000,000円以上 |
| 建　設　業　の　許　可 | 特定のみ |
| 主任技術者または管理技術者 | １級管工事施工管理技士 |

1. 本施設設備の設計・施工および省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げないものとする。

３-４ 応募者の制限

団体、代表者又は構成員が、次に掲げるいずれにも該当しないこととします。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当する者。
2. 本提案募集要項公表の日から優先交渉権者決定までの期間において、入札参加資格の停止を受けている者。
3. 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税および地方消費税、法人事業税並びに法人住民税を滞納している法人。
4. 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続の申し立てがなされている者。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号から第５号までに規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う団体。
6. 申請期間において、国による営業停止処分を受けている者。
7. 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実を記載しなかった者。
8. 省エネルギー事業（ＥＳＣＯ事業等）において実績がない者。

３-５ 応募に関する留意事項

1. 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

1. 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。原則として提出書類は返却しない。本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らさないものとする。なお、優先交渉権者が提出した書類の著作権に関しては、ＥＳＣＯ契約締結時点で本市に帰属するものとする。ただし、情報公開請求があった場合の取り扱いは、「四日市市情報公開条例」によるものとする。

1. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

1. 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

1. １応募者による複数提案の禁止

１応募者は、１つの提案しか行うことができない。

1. 複数の応募者の構成員となることの禁止

１応募者の事業役割の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

1. 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

1. 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできない。なお、提出された書類については、参考資料を求めることがある。

1. 虚偽の記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または提案書を無効とする。

1. 電子メールについて

事務局からの連絡等において、電子メールを使用することがある。なお、事務局との電子メールのやりとりは、様式２号参加表明書に記載された担当者のメールアドレスに限定する。

# ４　公募スケジュールと手続き

４-１ 公募スケジュール

本事業の応募スケジュールは、次の日程(予定)で行います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 募集要項の公表 | 令和6年7月1日（月)  |
| ② | 募集要項に関する質問受付 | 令和6年7月8日(月) ～ 7月12日(金) |
| ③ | 募集要項に関する質問回答 | 令和6年7月22日（月） |
| ④ | 参加表明書および資格確認書類の受付 | 令和6年7月25日(木)  |
| ⑤ | 応募者資格確認結果、提案要請書の通知 | 令和6年8月2日(金) |
| ⑥ | 現場ウォークスルー調査 | 令和6年8月5日（月）～8月7日（水) |
| ⑦ | 質問の受付 | 令和6年8月5日(月)～8月16日（金） |
| ⑧ | 質問の回答 | 令和6年8月26日(月) |
| ⑨ | 提案書の受付 | 令和6年9月12日（木）～9月26日(木) |
| ⑩ | プレゼンテーション、選考 | 令和6年11月1日（金） |
| ⑪ | 最優秀提案者および優秀提案者の結果通知 | 令和6年11月15日（金） |
| ⑫ | 補助金申請(申請の場合) | 令和7年4月～6月頃(予定) |
| ⑬ | 契約の締結 | 令和7年9月(予定) |
| ⑭ | 設計・工事期間 | 契約締結日～令和9年3月（予定） |
| ⑮ | 省エネルギーサービス業務開始 | 令和9年4月1日から（予定） |

 |

４-２ 事務局及び募集要項の公表

本事業の提案に係わる事務局は次のとおりとします。

事務局にて募集要項および別紙資料(ファイル)を7月1日(月)から本市ホームページで公開するので、希望の場合はホームページより入手してください。

1. 事務局

担当者：四日市市財政経営部　管財課　渡邉、毛利

住所：四日市市諏訪町１番5号

電話番号：059-354-8288

電子メール：kanzai@city.yokkaichi.mie.jp

1. 公表別紙資料
	1. 別紙１．「提出書類様式」
	2. 別紙２．「予想されるリスクと責任分担」
	3. 別紙３．「ESCOサービス契約書（案）」
	4. 別紙４．「提案審査要領」
	5. 別紙５．「配布資料」

本要項に関する質問は、次により行ってください。なお、提案に当たっての技術的事項に係わる質問はウォークスルー後に行ってください。

４-３ 募集要項に係る質問の方法及び受付期間

1. 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式1号)を使用し、事務局に持参、郵送、fax、または電子メールにて提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。電話、口頭での質問は受け付けません。また、持参以外の方法で提出する場合は、必ず、事務局へ到着の確認をしてください。

1. 受付期間

令和6年7月8日（月）～令和6年7月12日（金）　午後5時必着

持参の場合は、事務局に、午前9時から午前12時及び午後１時30分から午後5時まで（土・日曜日・祝日は除く）、事前に電話連絡の上お越しください。

1. 回答

回答は、令和6年7月22日（月）までにホームページに掲載することとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本要項と一体のものとし同等の効力を持つものとします。

４-４ 参加表明書及び資格確認書類の提出並びに資格確認及び提案要請の通知

次により参加表明書及び資格確認書類を持参または郵送で提出してください。

1. 受付期間

令和6年7月25日（木）午前9時から午前12時及び午後１時30分から午後5時までに事務局宛に提出ください。

持参の場合には、事前に電話連絡の上お越しください。また、郵送で提出する場合は、受付期間内に必着とし、必ず事務局へ到着の確認をしてください。

1. 受付場所

事務局とします。

1. 提出書類

「10-１項　参加表明時提出書類･作成要領」によります。

1. 資格確認及び提案要請の通知

資格確認の結果は、令和6年8月2日(金)までに本市から応募者に郵送及び電話により通知します。また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。

４-５ 現場ウォークスルー調査

提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施します。

1. 日　時

令和6年8月5日(月)から7日(水)　（いずれかの１日を指定します。）

1. 場　所

四日市市庁舎、四日市市庁舎北館および四日市市総合会館

1. 内　容

現地視察及び資料説明と閲覧

1. 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式1号)を使用し、事務局に持参、郵送、fax、または電子メールにて提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。電話、口頭での質問は受け付けません。また、持参以外の方法で提出する場合は、必ず、事務局へ到着の確認をしてください。

1. 受付期間

令和6年8月5日（月）～令和6年8月16日(金)　午後5時必着

持参の場合は、事務局に、午前9時から午前12時及び午後１時30分から午後5時まで（土・日曜日・祝日は除く）、事前に電話連絡の上お越しください。

1. 回答

回答は、令和6年8月26日（月）までにホームページに掲載することとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本要項と一体のものとし同等の効力を持つものとします。

1. 閲覧可能資料
2. 主要機器の運転スケジュール一覧資料
3. 図面（平面図･立面図、電気、衛生、空調）　注：改修図面のうち不足図面があります
4. 運転管理データ（日報、月報等）
5. 機器リスト
6. その他

運転管理上の図書類(台帳、月報、その他)の閲覧は可能です。デジタルカメラ等による撮影は可とします。図書類の貸出し、複写の依頼等は一切受付けません。

また、ウォークスルー参加者は10名程度以内、複数班でのウォークスルーを行う場合は2班以内とします。

なお、ウォークスルー調査日以降において、追加で通常時の庁舎設備等の見学および図面の再確認については、対応いたしますので事務局にご相談ください。

４-６ 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、本要項及び別紙の各資料を参照の上、｢11項　提案提出書類・作成要領｣に従い、提案書類を作成し持参にて提出してください。

1. 受付期間

令和6年9月12日（木）～9月26日（木）午後5時まで

事務局に事前に電話連絡の上、提出書類持参でお越しください。なお、提案内容について説明できる方が持参ください。

1. 受付場所

事務局とします。

1. 提出書類

｢11項　提案書類作成要領｣によるものとします。

1. 提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案受付締切日までに提案辞退届(様式5号)を１部、応募先に持参または郵送で提出してください。

# ５　審査・選定方法及び審査結果の通知

５-１ 応募者資格審査（書類審査）

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請します。

審査の過程で、提出された提案書の内容について質問をおこなうことがあります。質問を受けた事業者は期日までに回答書を提出してください。この質疑回答内容は審査上の参考として取り扱われます。ただし、既に提出した提案書の修正や、新たな提案を行うことはできません。

５-２ 応募書類の審査

注：　審査の方法および評価基準は、別紙４．「提案審査要領」の記載内容による。

５-３ プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

本市は、提案書を提出した応募者に対してプレゼンテーションの実施を求め、必要に応じてヒアリングを実施します。

提案書の概要をまとめた資料等により説明を行ってください。事業者名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないようにしてください。

1. 日　時：令和6年11月1日（金）
2. 場　所：市役所本館301会議室（予定）
3. 説明時間：プレゼンテーション時間は、説明および質疑応答を含め30分程度。

スクリーン、プロジェクターは本市が用意します。

1. 必須説明事項：次の事項を必ず記載してください。
2. 省エネ率、二酸化炭素削減率、光熱水費削減額、光熱水費削減保証額、本市の利益総額、改修工事等サービス料、省エネルギーサービス料年額
3. 提案技術内容について次の事項

・改修指定設備及び他の省エネルギー対策技術の内容と省エネ効果

・BEMS等の活用による省エネ対策と見える化効果

1. 維持管理、計測･検証、緊急対応について
2. 維持管理･運転管理について、現状運用方法との差異等について
3. 維持管理･運転管理の改善により削減額を見込んだ場合は、その内容
4. 申請を予定する補助金制度の内容、見込まれる補助金額、採択の可能性、本市事業計画への影響、自治体ESCO事業等における補助金採択実績
5. 契約終了後の対応について、引継ぎ後本市がESCO設備を円滑に維持活用して行くための示唆
6. 提案者の事業実施に当たっての強み(導入技術の優位性、確実性を示すための実績･サービス体制等)
7. ESCO事業普及啓発の取組み
8. 地元経済活性化の取組み等
9. 電子データの提出:

 プレゼンテーションで用いる提案書概要を電磁的記録媒体に収録の上、1枚を提出すること。併せて同ファイルを印刷したものを8部提案書提出日に合わせ提出してください。電子データは事務局がESCO提案者に対して行うヒアリング時に使用します。また審査会において事務局が提案概要を説明する際の補足資料としても使用します。

なお、ESCO提案の審査は、ESCO提案書により行いますが、本電子データによる説明も、提案審査について斟酌されます。

５-４ 最優秀および優秀提案の選定

　　　四日市市庁舎等ESCO事業（以下、「本事業」という）の審査は、職員などで構成される「四日市市ESCO提案審査会」（以下、「審査会」という。）において、別紙４に基づいて行います。

審査会による選考過程を経て、提案の中から最優秀提案を１件、優秀提案を１件選定します。選定結果は、書面で通知します。

５-５ 審査に関する情報公開

提出書類は、四日市市情報公開条例に基づき、情報公開対象文書になります。

選定の公平性および透明性を図るため、評価結果(総合得点、順位等)を公表する場合があります。ただし、審査会における審議の内容は非公表とします。

５-６ 詳細協議

最優秀提案者に選定された者は優先交渉権者となり、本市と詳細診断に係る協定書を締結　　し、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成および契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとします。優秀提案に選定された者を次選交渉権者とします。

５-７ 事業者の選定

本市は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

５-８ 審査結果の通知

1. 審査結果は、令和6年11月15日（金）に文書で通知するものとします。
2. 審査結果に対して異議申し立てをすることはできません。

５-９ 提案審査の流れ

募集要項および資料公表

質問への回答

参加表明書及び資格確認書類の受付

資格審査結果および提案要請書の送付

現場ウォークスルー調査

質問への回答

提案書の受付

選　考

最優秀および優秀提案の選定

優先交渉権者の選定

詳細診断・

包括的エネルギー管理計画書

詳細設計・契約書作成協議

契約締結

設 計　・　工 事

補助金申請

補助金採択

【ＯＫ】

【ＮＯ】

図面･データ確認等

質問の受付

質問の受付

【ＹＥＳ】

（不採択の場合も）

６　提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案書類を作成するものとします。

６-１ 契約期間

ESCOサービス契約は、令和7年9月～令和12年3月の予定

６-２　最低省エネルギー率

対象施設全体の省エネルギー率が6％以上であること。

６-３　ESCOサービス料

1. ESCOサービス料の上限額
2. 改修工事等サービス料の限度額　　　：　487,670,000円以内
3. 省エネルギーサービス料の限度額　　：　3,903,300円以内/年
4. ESCOサービス料の内訳

ESCOサービス料は以下に示す費用の合計とする。

1. 改修工事等サービス料

 a. 詳細診断に係る費用

b. ESCO設備設置等に係る設計費用

c. ESCO設備設置等に係る工事及び関連業務に係る費用

d. 工事監理費用

e. 計測・検証用計測機器設置費用

f. その他

1. 省エネルギーサービス料

a. 保守管理費用

b. 計測・検証に係る費用

 c. ESCO 設備の運転管理に係る費用

d. その他

６-４ 国庫補助金の活用

補助金についてはその活用を求め評価の対象としますが、補助金採択を事業実施の条件としません。

６-５ ESCO設備

光熱水費の削減となる設備の改修、省エネルギー化は本市の事業に支障を与えない限り自由に提案できますが、改修指定設備は必ず更新するものとします。なお、改修指定設備及びその仕様等については「別紙5．配布資料7項」を参照ください。

６-６ 事業の遂行

* + - * 1. 令和9年3月31日までに試運転調整を含むESCO設備設置等を完成させ、令和9年4月１日（予定）から省エネルギーサービスを提供することを条件とします。

なお、工事が予定日より早く完成した場合には、省エネルギーサービス業務の開始を早めることができるものとします。

* + - * 1. 事業概要2-5業務の範囲に示す業務を確実に行うこととします。なお、改修工事中も含めて、対象施設の業務運営に影響を与えないような対策を講じるものとします。

６-７ 事業計画等

1. 本市は、地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要な改修工事等サービス料を負担し、省エネルギーサービス料を省エネルギーサービス提供期間にわたり毎年支払うものとします。改修工事等サービス料限度額までESCO設備設置等の費用に活用できるものとしますが、上限額を超過することはできません。
2. 省エネルギーサービス業務期間は3年とします。ただし、改修工事等サービスが令和9年3月31日よりも前に終了した場合については、本市と協議の上、省エネルギーサービスの業務期間を協議するものとします。
3. 優先交渉権者は、ESCO設備設置等に係わる国庫補助金等の申請に関連する諸手続きを本市が行う場合は、補助金申請業務について本市を最大限支援するものとします。
4. 本ESCO事業における事業効果は、ESCOサービス提供開始後から15年間における光熱水費削減保証額およびESCOサービス料削減額（民間事業者の企業努力により削減された改修工事等サービス料および省エネルギーサービス料の削減効果）を加算したものを事業効果とします。

設備更新型ESCO事業の導入効果

**通常発注・省エネルギーサービス費**

**（３年間）**

**省エネルギーサービス費**

**（３年間）**

**民間**

**仕様**

**工事費**

**通常**

**発注**

**工事費**

**ESCO事業の効果**

④

③

**光熱水費削減額**

**（１５年間）**

②

**補助金**

①

**実質工事費**

**民間**

**仕様**

**工事費**

① 光熱水費削減額（15年間）　　　　② 補助金

③ 民間発注による効果　　　　　　　　④　ESCO事業による維持管理費削減効果

①＋②＋③＋④　＝　設備更新型ESCO事業の導入効果

６-８ 設計･施工に関する事項

「別紙５．配布資料」に示される資料及びその他本市が開示した資料ならびに｢提示条件｣を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測、検証手法等を示す技術提案書を作成してください。

６-９　ベースライン及び削減保証額の設定

* + - 1. 応募者は本市から提供される直近3年間のエネルギー、消費量(電気、ガス、水道)及び使用量の単純平均値をベースラインとして技術提案書を作成してください。削減予定額は「別紙５　配布資料8項」基準単価を用いて算定してください。
			2. 優先交渉権者は、詳細診断を基にした包括的エネルギー管理計画書作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとします。その際は、ベースラインの設定方法やその方法がより合理的であることについて根拠を明示して、本市と協議するものとします。
			3. 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、ESCO設備設置後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを｢削減予定額｣とします。加えて応募者が最低保証する｢削減保証額｣を削減予定額の80％以上で設定してください。
			4. 「削減予定額」から省エネルギーサービス料を減じたものを「市の利益」とし、「削減保証額」から省エネルギーサービス料を減じたものを「市の保証利益」とする。

６-10　 ESCOサービス料の支払い方法･精算等

改修工事等サービス料は、四日市市前金払実施要領に従い契約金額の4割に当たる前金を活用するものとし、残りの契約金額は完成検査合格後に支払うものとします。また、省エネルギーサービス料は1年経過後、本市は当該各年度の省エネルギー削減効果により、（2）から（4）の基準により当該年度サービス料年額の支払いを行います。

1. 実削減額が削減予定額を上回ったときは、実削減額から削減予定額を減じた金額の50パーセントを年度別支払額に加えた額とし、この場合の上限額は、５,２００,０００円とします。
2. 実現した光熱水費削減額が、｢削減保証額｣を下回る場合の当該年度分の省エネルギーサービス料は、「削減保証額－実現した光熱水費削減額」を当該年度分省エネルギーサービス料年額から減じた額を、本市は事業者に支払うことで精算します。
3. 実現した光熱水費削減額が本市の保証利益額以下となった場合、サービス料は０円となります。更に事業者は「本市保証利益額」から「実現した光熱水費削減額」を減じた金額を本市に支払うものとします。
4. 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しの要件に該当すると本市が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。
5. ESCOサービス料及び支払い補償との調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議の上、契約に定めるものとします。
6. 提案から契約までの期間中に、物価等に著しい変動が生じた場合は、本市と事業者が協議の上、ESCOサービス料を見直すことができるものとします。

６-11　地域経済への貢献に関する提案

応募者は、地域経済への活性化に貢献するため工事請負、業務委託、資材調達、その他業務等の発注に関して、地元企業の採用について、具体的に検討し記載された事項の実現に最大限努めなければなりません。

６-12　本市が行うESCOモニタリングへの協力

ESCO事業履行と効果確認のため、事業者は、本市の実施するESCO事業モニタリングに関して、必要なエネルギーデータ・故障･修繕履歴データ等の提供を行い、また本市との協働に基づく更なる省エネルギー実現のため、ヒアリング及び会議の実施及び省エネマニュアル作成・ビル管理者等に協力するものとします。

６-13 運転及び維持管理に関する事項

1. 運転管理指針の提示について

事業者は、導入したESCO設備および本市の既存機器の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、本市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとします。事業者および本市は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、本市の管理要員が運転管理を行うものとします。

なお、事業者は、既存機器に関する運転状況を本市の了解の下に必要に応じて調査し、本市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、本市に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができます。

1. ＥＳＣＯ設備の維持管理について

事業者は、本市にＥＳＣＯ設備の維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて、ＥＳＣＯ設備に必要な維持管理を行うものとします。

ＥＳＣＯ設備の維持管理及び修理に係る経費は省エネルギーサービス業務に含まれる保守費用等を除き原則本市が負担します。ただし工事の瑕疵の過失・機器の設備の瑕疵等に起因するものは事業者が負担するものとします。

1. 維持管理の報告について

事業者は、ESCO設備の維持管理状況については、毎年、本市に報告しなければなりません。本市は、維持管理が計画どおりでなく、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合があります。

1. 使用許可手続きについて

事業者は、ESCO設備等の設置に伴う行政財産の使用許可手続は必要としません。

1. 保険について

事業者は、ESCO設備工事等について、本市または第三者への賠償損害、導入ESCO設備の破損、作業者の災害等に対処するため自己の負担で工事保険等（請負業者賠償保険等）に加入することとします。だたし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとします。

６-14 計測・検証に関する事項

1. 事業者は、提案により示した光熱水費削減額および削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本市に提示し契約期間中において、計測・検証を行うものとします。
2. 事業者は、計測・検証結果を毎年本市に報告をし、本市はそれを確認します。計測・検証回数等については契約に定めます。
3. 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、本市は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができるものとします。この結果が事業者によるものと著しく乖離している時は、本市は、事業者に対し、その費用を請求することができるものとします。この際、事業者は新たな計測・検証手法を本市に提示したうえで、本市と協議を行い合意する必要があります。

６-15 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後に包括的エネルギー管理計画書を作成するものとします。この際、提案書の内容と大きな乖離が生じないこととし、大きく乖離する場合は、本市は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。この際の包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費は優先交渉権者の負担とします。包括的エネルギー管理計画書には次の項目を含めるものとします。

1. 計画総括内容
	1. 改修項目一覧
	2. 契約内容
2. 技術計画
	1. ESCO設備設置項目等の説明
	2. 環境への配慮事項
	3. ESCO設備と既存機器の関係
	4. 工事中の対応
	5. 契約終了後の対応
3. 事業資金計画
	1. 本市の事業収支計画
	2. 事業者の事業収支計画
	3. 資金計画
	4. 工事予定等経費計画
4. 維持管理費等
	1. ESCO設備維持管理計画
	2. 計測・検証計画
	3. 運転管理費見積
	4. 緊急時対応
5. 主要機器等の設置計画図
6. ベースライン等の設定および調整方法
7. ESCOサービス料の調整方法

# ７　事業実施に関する事項

７-１ 誠実な業務遂行義務

* 1. 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料および契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
	2. 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議することします。

７-２ 契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。

７-３ 本市と事業者の責任分担

1. 基本的考え方

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

1. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「別紙２．予想されるリスクと責任分担｣によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとします。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

（３） 契約締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCOサービス契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとします。

１）ESCOサービス契約書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市はそれまでに要した費用を請求できるものとします。

2)本市の指示により事業が中止された場合、優先交渉権者はそれまでに要した費用を請求できるものとします。

# ８　契約に関する事項

８-１ 契約の手順

本市と優先交渉権者は、本事業が国庫補助金事業の採択後、契約締結のための手続きを行います。この場合、事業計画など関連する資料の再提出を求めることがあります。ただし補助金申請については、採択されない場合も事業化されることとします。

８-２ 契約の概要

1. 契約締結の時期

令和7年9月(予定)

1. 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、ESCO設備設置等及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものです。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとします。

# ９　応募書類全般の注意事項

1. 応募書類は、｢別紙１．提出書類様式」を使用し作成してください。
2. 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
3. 提出された応募書類はお返ししません。書類が必要なくなった時点で本市が適正に処分します。

# 10　参加表明時提出書類･作成要領

10-１ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部提出すること。

1. 参加表明書（様式第２号）　　※グループとして2部提出
2. グループ構成表 （様式第6号）　　※グループとして参加の場合のみ
3. 印鑑証明書 （受付日前3ケ月以内に発行されたもの）
4. 商業登記簿謄本 （受付日前3ケ月以内に発行されたもの、写し可）
5. 納税証明書 （最新決算年度のもの、写し可）
6. 財務諸表 （最新決算年度のもの、写し可）
7. 会社概要 （様式任意）
8. 特定建設業の許可証明書 （写し可）
9. 省エネルギー事業等実績一覧表　（様式第4号）

（10）各資格者免許証の写し

（11）監理技術者免許証の写し

（12）暴力団の排除に係わる誓約書　（様式第33号）

（13）経営事項審査結果通知書（写し可）

注：（1）・(3)～（7）、および（9）・（12）については構成員全て、（8）・（10）・（11）・（13）は建設役割構成員が提出するものとします。

10-２ 作成要領

* 1. 参加表明書（様式第２号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。

1. グループ構成表（様式第６号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付することとします。

また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出することとします。

1. 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前３ヵ月以内に発行されたもの。

1. 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前３ヵ月以内に発行されたものを綴じたもの。

1. 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各１通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出することとします。

1. 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの（上場企業は有価証券報告書でも可）。なお、写しでも可とします。

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付することとします。

1. 会社概要

A４判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを１部綴じたもの。

* 1. 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）
1. 企業状況表（様式第３号）
2. 有資格技術職員内訳表（様式第７号）
3. 総括責任者・主任技術者表（様式第８号）

注：そのほか、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。なお、（3）および(4)は建設役割会社が提出するものとします。

1. 特定建設業の許可証明書

建設業法第３条第１項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示することとします。

1. 省エネルギー事業等実績一覧表（様式第４号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出してください。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができます。

* 工　　　事　　　名： 契約書上の正確な名称を記載すること
* 発注機関名： 発注機関名を記入すること
* 受注形態： 単独またはグループの別を記入すること
* 契約金額： 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
* 契約年月日： 契約締結日を記入すること
* 工期： 契約始期および終期を記入すること
* 実施概要： 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
* 主な契約内容： 対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と保証の有無、

計測・検証の有無も明記してください。

（10）各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表１名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

（11）監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

（12）暴力団の排除に係わる誓約書（様式第33号）

# 11　提案提出書類・作成要領

11-１ 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A４縦長ファイルに綴じたものを8部提出してください。

1. 提案書提出届（様式第９号）
2. 事業資金計画書（様式第10号～第15号）
3. 技術提案書（様式第17号～第31号）
4. 提案総括表(様式第32号)

11-２ 作成要領

* 1. 一般的事項
	2. 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、原則としてフォントは10.5ポイント以上としてください。
1. 各提案書類には、各ページの下中央に通し番号をふるとともに、右下に本市が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
2. 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
3. 提案提出届（様式第９号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提案書表紙をそれぞれ付し、A４縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A４版以外の様式については、A４版サイズに折り込んでください。
4. エネルギーに関する換算係数

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| エネルギー種別 | 1次エネルギー換算 | ＣＯ2排出係数 |
| 電気 | 8.64（ＭＪ/kWh） | 0.433（kg-ＣＯ2/kWh） |
| 都市ガス１３Ａ | 45.0（ＭＪ/N㎥） | 2.29（kg-ＣＯ2/㎥） |

1. ：電気の１次エネルギー換算係数については｢エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則｣　第４条による

注②：二酸化炭素排出係数については電気事業者別排出係数令和3年度実績（中部電力ミライズ）による

1. 事業資金計画書
	1. 総括内訳書及び細目内訳書（様式第11号～第12号）

建築工事を含む維持管理費を含めた全ての事業費用を記入のうえ、内訳を添付してください。詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用も含めるものとします。

なお、補助金の活用が期待できる場合については、補助金活用のあり・なしの2通りについて提出してください。「事業計画書については、補助金を申請した場合、交付が得られるものとして作成することとします。」事業収支計画書（様式第13号～14号）

契約期間中における事業全体に関する収支計画を作成してください。用紙はA3 版横書きとします。なお、補助金の活用が期待できる場合については、補助金活用のあり・なしの2通りについて提出してください。

* 1. 資金計画表(様式第15号)

事業者として本事業に要する資金調達方法について記載してください。なお、補助金の活用が期待できる場合については、補助金活用のあり・なしの2通りについて提出してください。

1. 技術提案書
	1. 省エネルギー改修提案総括表（様式第17号）

省エネルギー改修の提案項目ごとに、一次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載してください。

* 1. エネルギー改修項目等の説明（様式第18号の１～２）

詳細検討に基づき、省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、当該設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、設備改修項目の内容およびシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的、数値的根拠について、またBEMS導入については期待される運用改善効果、データの提供による見える化効果等について記載してください。A４版２枚以内、かつ、2,000字以内で記載してください。

* 1. 環境への配慮（様式第19号）

撤去物の処分方法、グリーン調達、NOX、SOX、ばいじん、騒音等の環境対策、その他本事業を通じての環境への取組について、A４版１枚以内、かつ、1,000字以内で記載してください。

* 1. ESCO設備と既存設備の関係（様式第20号）

導入する省エネルギー手法が既存設備に更新や効率化改修に寄与する内容について、加えて特に制御に関しては、ESCO設備とその他の既存設備との制御上の連携、新たに盤を設けた場合の両者の役割分担等についてA４版１枚以内、かつ、1,000字以内で記載してください。

1. 工事中の対応（様式第21号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、および品質管理、工事完了期限、ESCO設備引渡しに関する内容について記載してください。特に、空調停止期間、停電或いは部分的な施設閉鎖等を伴う場合には、想定する日数と共に、これらに関し、工夫する内容をA４版１枚以内、かつ、1,000字以内で記載してください。施設の特殊性を考慮している点があれば合わせて記載してください。

1. ESCO設備等設置概要図（様式第22号）

導入するESCO設備等の設置箇所図を示してください。

1. 補助金等の可能性（様式第23号）

想定している補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性、補助金交付がされた場合の事業者･本市事業計画への影響等に関する考察についてA４版２枚以内、かつ、2,000字以内で記載してください。

1. ESCO設備保守管理提案書（様式第24号）

ESCO設備の保守管理業務に関する計画内容を記載してください。また、コスト削減及びサービス水準向上等の視点で、工夫している点があればA４版２枚以内、かつ、1,000字以内で記載してください。

1. 計測・検証方法提案書（様式第25号）

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。また、コスト削減及び省エネルギーサービス水準向上等の視点で、工夫している点があればA４版１枚以内、かつ、1,000字以内で記載してください。

1. 運転管理方針提案書（様式第26号）

ESCO設備および省エネルギー効果に影響を与える既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本市の役割について記載してください。また、コスト削減および省エネルギーサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、A４版１枚以内、かつ、1,000 字以内で記載してください。

1. 緊急時対応提案書（様式第27号）

省エネルギーサービス業務期間中に発生が想定されるESCO設備の故障や自然災害に対して、提案の安全性、信頼性、対応柔軟性及び設備故障時の対応(照明、熱源、空調機等毎)について記載してください。施設の特殊性を考慮している点があれば合わせて記載してください。なお、感染症防止対策についても記載してください。A４版２枚以内、かつ、2,000字以内で記載してください。

1. 契約終了後の対応(様式第28号)

契約終了時点で想定されるESCO設備のメンテナンス状況(部品交換やオーバーホールの実施状況など)や維持管理方法について、設備毎に点検方法や、定期保守オーバーホール内容や頻度及び更なる省エネ実現のため、管理会社への運転マニュアルを活用した活動等について指導事項等があれば記載してください。

1. 地元経済活性化 (様式第29号)

地元経済の活性化について、ＥＳＣＯ事業の実施に伴う設計、建設工事および運転・維持管理等における地元企業（市内に本店を置く企業）への工事請負、業務委託、資材調達、その他業務等の発注率について記載してください。

14）企業実績資料（様式第30号）

様式に従い、企業実績（同種工事、同類工事）の有無について記載してください。

また、記載した企業実績における契約内容書類および工事内容書類を合わせて提出して

ください。

15) 全体スケジュール(様式第31号)

　　　様式に従い、サービス開始までのスケジュールを記載してください。

16) 提案総括表(様式第32号)

提案書に記載した事項について、ポイントとなる数値を記載してください。※の欄は記載不要です。なお、補助金の活用が期待できる場合については、補助金活用のあり・なしの2通りについて提出してください。

# 12　「事業者が詳細設計および工事施工に関して提出する書類」

優先交渉権者は、契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、以下の書類を本市に提出してください。なお、提出方法等の詳細については別途定めます。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の設計を行うこととし、本市の担当者の承諾を受けなければならなりません。また、これらの仕様書に記述のない施工については、本市の担当者が確認することを必要とします。

12-１ 詳細設計時

1. 設計書類

設計負荷計算書、構造計算書、官公庁打合せ記録

1. 工事内訳書

事業者の書式にてデータ化して提出してください。

1. 図面
2. 空調関係図：空調関係の提案がある場合のみ提出すること。

図面リスト、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御結線図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要な図面

1. 衛生関係図：衛生関係の提案がある場合のみ提出すること

図面リスト、屋外配管図、機器および器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図（便所他）、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

1. 電気関係図：電気関係の提案がある場合のみ提出すること。

図面リスト、屋外配線図、自家発電室・変電室等単線結線図および平面図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（または姿図）、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、中央監視関係図、その他必要な図面

1. 建築関係図：建築関係の提案がある場合のみ提案すること。

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩径図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

1. その他、必要な図面
2. なお、1)～5)の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付のこと

12-２ 工事施工時

1. 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工監理にあたっては本市の工事担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、本市の承諾を受けて施工しなければならない。
2. 事業者は、工事監理者および建設業法に定める技術者を配置し、工事監理、施工を行うこと。
3. 事業者は、工事ごとの「標準仕様書」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）および「監理指針」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準じた適正な施工を行うこと。
4. 本市は、定期的に事業者の工事施工、工事監理の状況の確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じなければならない。
5. 事業者は、本市が要請したときには、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、工事現場での施工状況の確認を行い、騒音作業その他、本市の運営に支障をきたす恐れのある作業を行う場合には、本市管理者と協議し最善の対策をとることとする。
6. 工事中の安全対策･本市管理者及び近隣住民との調整については事業者において十分行うこと。
7. 施工管理等はＩＳＯ9000Ｓに準じた品質管理を行う。
8. 工事完成時には、施工記録を用意して、本市の確認を受けなければならない。
9. 工事完成時には、次表に示す資料（参考）を２部作成し、本市に引き渡すものとする。なお、次表に示す資料以外に本市において必要な資料を求める場合には、事業者と協議を行うものする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 提 出 方 法 |
| 竣 工 図 | Ａ４版・A２版に製本およびＣＡＤデータ（JWW形式）・ＰＤＦデータ |
| 施 工 図 | Ａ４版・A２版に製本およびＣＡＤデータ（JWW形式）・ＰＤＦデータ |
| 機器完成図 | Ａ４ファイル |
| 試験成績書 | Ａ４ファイル |
| 届出関係書 | Ａ４ファイル |
| 取扱説明書 | Ａ４ファイル |
| 保 証 書 | Ａ４ファイル |

以上